

令和5年度第2回 公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・他府県関係専門委員会 会議録

1 日時 令和6年2月26日（月）10:00～11:30

2 場所 大阪府立労働センター（エル・おおさか）
本館11階セミナールーム

3 概要

(1) 開会あいさつ（府教育庁教育振興室高等学校課 林田課長）

(2) 委員自己紹介

(3) 議事

① 前回会議（令和5年8月3日開催）について

事務局（高等学校課 今谷指導主事）より、資料の9～12ページまでの概要を報告

② 報告【中学校】

事務局（小中学校課 大山指導主事）より、資料の16～17ページまでの概要を報告

③ 報告【高等学校】

事務局（高等学校課 今谷指導主事）より、資料の19～41ページまでの概要を報告

④ 委員からの意見等

【委員】

指導方針が全て「A（要指導）」となっている。No. 9とNo. 12の事象は、その他の事象と比べて、問題が重いと感じる。どうして「A´（継続指導）」とならないのか。

【事務局】

平成25年度に「C（特別指導）」となった事業所は、前年の24年度に「A´」となっている。2名の受験者に対し、個人を否定する発言や、アルバイトの可否を問う質問を行ったほか、ガムを噛みながら面接を行うなど、非常に態度が悪い事業所であった。このような事業所が「A´」となる基準で考えた際、No. 9やNo. 12は「A」であると判断した。

【委員】

近年はCの事業所がないことや、「A´」及び「B（指導保留）」の事業所もほぼない。公正採用選考の趣旨が根付いているということであれば、今後、この基準を見直し、No. 9やNo. 12の事例が、他とは違った対応ができるような基準にしていく時期に来ているのではないかと。

また、「A´」や「B」の事業所数が毎年どの程度出ているか、傾向がわからないので、一覧

表としてまとめていただきたい。

【事務局】

基準の見直しについては検討する。また、各年度の指導方針の内訳については、可能な限り対応させていただく。

【委員】

啓発指導の方針については、例えば人権課題の属性や何の人権問題に触れているのかについて、細かな基準を作り、事務局の判断だけでなく総意で判断できる仕組みを構築すべきだ。No. 12については学校の対応も悪い部分があるので、府教育庁が中心となり啓発すべきだ。どのような啓発の仕方があるか等、多くの委員がいるので、相談に乗らせていただく。

【事務局】

今回問題となった事象については、例年7月に府内高等学校等の進路指導担当者に対して実施している研修会等のなかで、各校へ事例を伝え注意喚起に努めていく。

⑤ 報告【他府県関係（他府県出身生徒）】

事務局（労働環境課 奥出主事）より、資料の43～49ページまでの概要を報告。

⑥ 委員からの意見等

【委員】

もともと官公庁であった事業所に対しても、何らかの指導が必要なのではないか。現状、大阪府でできることは何かあるのか。

【座長】

改めて調べていただく、ということをお願いしたい。

⑦ 令和5年度第1回職業能力開発専門委員会の概要について

事務局（人材育成課 池口主査）から資料52～58ページまでの概要を報告

以上